



## 農林だより

## 住宅等建設にかかる農地の農振除外申請の受付について

農業振興地域整備計画（農振）は、農振法（食料の提供源である農地を守る法律）を基に作成されています。

この整備計画は、土地状況の移り変わりにより、おおむね5年ごとに計画の見直しを行い、農地とそれ以外の土地とを調整することになっていきます。

大崎町では、昨年度、農振地域の見直し事務を行なうにあたり、除外の申請の受け付けを一時中断していましたが、農用地の面積を確定させる必要上、農振除外の事務を再度、一時中断することになりました。

このため、次の期間、農振除外申請の受け付けを中断いたしますので、取り急ぎ住宅等の建設を予定されている方は、期限までに申請をお願いいたします。

※農業用施設等（牛舎・堆肥舎・農業用倉庫等）建設による農振の軽微な変更につきましては、申請を中断することなく、随時受け付けを行ないます。

### ◆農振除外受付期限◆

平成19年7月5日（木）

### ◆農振受付再開予定日◆

平成20年4月1日（火）

※なお、農用地からの除外につきましても、要件があり、その全てを満たす必要がありますので、農振除外希望の方は、事前に農林振興課へご相談ください。

### 松くい虫の航空防除

毎年、この時期に実施しています、くにの松原の松くい虫航空防除を今年も実施することになりました。散布時期は、次のとおりです。

散布当日は午前中、松林への進入をご遠慮ください。なお当日が雨天の場合は、翌日に順延となります。  
日時 5月22日（火）  
午前5時～午前10時

◆連絡先◆ 大崎町役場 農林振興課 農政係 TEL476-1111



## 保健師だより

### あなたは大丈夫？

健康診断などで「血糖値がやや高め」「血圧がやや高め」と言われたことはありませんか？ちよつとぐらいなら大丈夫と思いがちです。しかし、内臓脂肪型の肥満に「やや高め」が複数重なる動脈硬化を飛躍的に進行させてしまいます。こうした状態のことを「メタボリックシンドローム」といいます。

動脈硬化は自覚症状がほとんどありませんが、放っておくと心臓病や脳卒中をはじめとする循環器病など命に関わる危険な病気をひき起こす原因となります。

このメタボリックシンドロームの診断基準には、血液検査を受けないとわからないものもあるので、定期的に健診を受けて、血糖値や血清脂質・血圧などの危険因子をチェックしましょう。

大崎町では、平成19年5月31日から6月9日まで40歳以上の方を対象に基本健診および各種がん検診を行います。基本健診では、血圧測定・尿検査・血液検査・心電図検査を行います。病院や人間ドック、職場健診などで検査を受けていない方は、ぜひこの機会に受診して、自分の健康状態を確認してみましょう。（健診の日程は、5月1日の集落発送でお知らせしています。）

#### 必須条件

へその上の周囲径  
男性85cm以上、女性90cm以上の人  
(内臓脂肪面積が男女とも100cm<sup>2</sup>以上に相当)

右の3つのうち  
2つ以上が当てはまる人は

### メタボリックシンドローム

#### 血圧

収縮期血圧が130mmHg以上  
または、かつ拡張期血圧が85mmHg以上

#### 血糖値

空腹時の血糖値が110mg/dℓ以上

#### 血中脂質

中性脂肪150mg/dℓ以上  
または、かつHDLコレステロール40mg/dℓ未満

（左の図は、東京医科大学教授 奈良良信雄監修「基本健康診査ガイドブック」より抜粋したものです）